

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	ケアビレッジ箱根崎 通所リハビリテーション
提供するサービス種類	通所リハビリテーション

措置の概要	
1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当 常設窓口 住 所 : 熊本県熊本市北区植木町正清 8 8 8 「通所リハビリテーション」 電 話 : (0 9 6) 2 7 4 - 6 8 1 1 担当者 : (主任) 小泉 瞳 (支援相談員) 宮本 百合子 2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 (1)苦情処理台帳に記載します。 (2)苦情についての事実確認を行います。 (3)苦情の内容を記録します。 (4)苦情解決の方法について、関係者と連携・調整を行います。 (5)苦情解決の方法・内容について、管理者等で協議・決定します。 (6)苦情解決の方法・内容について、利用者にご説明し、確認をいただきます。 (7)解決の経過及び結果を台帳に記載し、保管いたします。 3. その他の参考事項 (1) サービス提供に関する情報交換及び情報提供を行うため、熊本市北区役所健康福祉課 高齢福祉係が主催する「地域ケア会議」へ積極的に参加します。 (2) サービス内容の評価、利用者からの意見反映の場として、家族会議等を開催します。 (3) 当事業所が行うサービス提供に対する苦情については、当事業所で責任を持って対応しますが、利用者及びその家族の方は、他の機関(市町村等)への申し立てもできますので、希望されるなら必要な協力を行います。 (4) 当事業所に対する利用者等からの苦情について、市町村または国民健康保険団体連合会が行う調査等に協力し、改善等に指示を受けた場合は、速やかに改善します。 (5) 当事業所が行うサービスの提供により、事業所に賠償すべき事故が発生したときは、速やかに賠償します。 苦情、ご意見等ございましたら、直接施設の支援相談員へご相談下さい。尚、1階中央カウンターに「ご意見箱」も設置しておりますので、そちらもご利用下さい。 その他苦情相談窓口として、下記窓口もご利用いただけます。 熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 〒862-0911 熊本市東区健軍1丁目18-7 電話 0 9 6 - 2 1 4 - 1 1 0 1 FAX 0 9 6 - 2 1 4 - 1 1 0 5 熊本市 健康福祉局 高齢者支援部 介護事業指導課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1 電話 0 9 6 - 3 2 8 - 2 7 9 3 FAX 0 9 6 - 3 2 7 - 0 8 5 5	